

後期高齢者医療からのお知らせ

平成 29 年度の保険料額が決定しましたので、7 月以降にお知らせいたします。

★保険料の納付が困難な場合はご相談ください

- 災害で住宅や家財に著しい損害を受けた場合
- 世帯主の死亡や失業などで収入が著しく減少した場合

※上記の場合以外でも、相談により保険料を分割できる場合があります。

※特別な理由がなく保険料を滞納した場合は通常の保険証より有効期間の短い保険証（短期被保険者証）が交付される場合があります。

●お問い合わせ 町民税務課 ☎37-2193（担当：菊地）

★保険証が新しくなります

現在お持ちの被保険者証の有効期限が平成 29 年 7 月 31 日までです。新しい保険証は 7 月中に郵送しますのでご確認ください。

なお、保険証の色が緑色からオレンジ色に変わりますので、8 月 1 日以降に医療機関等にかかる際には、窓口で新しい保険証（オレンジ色）を忘れずに提示してください。

●お問い合わせ 町民税務課 ☎37-2114（担当：小室）

戦没者等のご遺族の皆さまへ 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金について

請求期限を過ぎると、第十回特別弔慰金を受ける権利がなくなりますので、お早めにご請求ください。

●支給対象となる方

平成 27 年 4 月 1 日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者の妻や父母等）がいない場合に、次の順番により順位が先になるご遺族、お一人に支給されます。

支給対象者は、戦没者等の死亡当時のご遺族

1. 平成 27 年 4 月 1 日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
4. 上記 1 から 3 以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪など）
※戦没者等の死亡時まで引き続き 1 年以上の生計関係があった方に限ります。

●支給内容

- ・国債名称 第十回特別弔慰金国庫債券 い号
- ・額 面 25 万円（5 年償還）

●請求期限 平成 30 年 4 月 2 日まで

●請求に必要な書類

町民税務課で準備しておりますので、お問い合わせください。

●請求・お問い合わせ 町民税務課 ☎37-2114（担当：奈良）



弾道ミサイル発射に備えて

弾道ミサイル落下時の行動

弾道ミサイルは、発射から極めて短時間で着弾します。ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、緊急情報を瞬時に伝える「Jアラート」を活用して、防災行政無線で特別なサイレン音とともにメッセージを流すほか、緊急速報メール等により緊急情報をお知らせします。

●メッセージが流れた場合

【屋外にいる場合】

- 近くのできるだけ頑丈な建物や地下に避難する。
- 近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守る。

【屋内にいる場合】

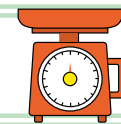
- できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する。



町からの指示に従って、速やかな避難行動と正確かつ迅速な情報収集に心がけ、落ち着いて行動してください

詳細については、国民保護ポータルサイトをご覧ください、事前に確認しておきましょう。（URL：<http://www.kokuminhogo.go.jp/>）

●お問い合わせ 総務課 ☎37-2111（担当：東根）



特定計量器の定期検査を実施します

7 月 21 日、開発センターにおいて特定計量器の定期検査を実施します。『はかり』を正しく使用していても部品の劣化による誤差が生じる場合がありますので、2 年に 1 回『はかり』の定期検査が必要です。

合格した『はかり』には、「定期検査合格シール」が証明として貼られます。正しい『はかり』を使用することで、お店の信用と利益を守るため定期検査を受けましょう。

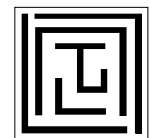
分からないことがあれば、お気軽にお問い合わせください。

- ◆実施日時 平成 29 年 7 月 21 日（金）
10 時 30 分から 14 時 30 分まで
- ◆会場 七ヶ宿町開発センター 1 階

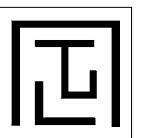
特定計量器とは...

商品を計量販売・詰込する事業所や店舗などで、取引・証明に使用する『はかり』のことをいいます。

- 例) ①商店・工場・病院・学校・保育所等を使用するはかり（教材用は除く）
②農家で野菜、果物の庭先販売に使用するはかり
③行商などに使用するはかり
④宅配便で使用するはかり



【检定証印】



【基準適合証印】

※取引・証明行為に使用する『はかり』は、「检定証印」又は「基準適合証印」が付されていないわけにはいきません。「家庭用」・「取引証明外用」と記載されている『はかり』は、取引・証明には使用できませんので、ご注意ください。

※定期検査を受検しないと計量法による罰則がありますので、ご注意ください。

●お問い合わせ ふるさと振興課 ☎37-2177（担当：大野）